

★手順1 ① 居宅サービス計画を自己作成するためには、下記の用紙が必要です。

* サービス利用票、サービス利用票別票

* サービス提供票、サービス提供票別票 ⇒ サービス事業者数ごとの枚数が必要です。

※例えば A 事業者、B 事業者の 2 つの事業者から、ホームヘルプサービスを受ける場合は 2 枚提供票が必要になります。

* 週間サービス計画表

★手順2 ② どこに、どんなサービスがあるのか等、情報を集めます。

* サービス事業者一覧を参考にサービス事業者のサービス単価を把握する。

※例えば ホームヘルプサービスは、担当のヘルパーの資格が 2 級か 3 級なのか、また、利用時間帯等により単価が異なる。

デイ・サービスでは、利用時間の長さ、送迎・食事・入浴等で料金が異なる

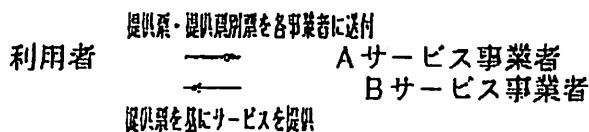
★手順3 ③ どのサービスを受けたいのか、サービス単価を組み合わせて、支給限度額を越えないように、ケアプランを作ります。

★手順4 ④ 各事業者との契約について確認し、サービスの予約や、サービスの調整を行ないます。

★手順5 ⑤ 市役所でサービス利用票の内容を確認後、利用者が利用票を保管しておきます。

⑥ 利用票は、サービスを利用する度に、サービス事業者が実績を記入します。

★手順6 ⑦ サービス事業者がサービスの提供日時や、内容、支給限度範囲内かどうか確認するため、サービス提供票が必要となります。
⑧ サービス提供票は利用する事業者数分（同じ内容のもの）必要であり、サービス提供票別票は、各事業者ごとの利用内容を、記入します。



サービス計画自己作成時の注意点

- 一世帯に複数の利用者がいる場合は、それぞれ利用票と提供票の作成が必要です。
- サービス計画を自己作成される場合には、サービスの調整や、限度額管理は自己責任となります。
- 要介護状態など、状態の変化に応じて、ケアプランを見直すこととなります。
- サービス計画と異なるサービスを利用した場合【サービスの種類・サービス内容・利用時間・利用時間帯（早朝、夜間等）・サービス事業者等の変更】は、必ず介護保険課へ届け出て下さい。

居宅介護支援事業者にサービス計画を依頼した場合

- 無料で、要介護者や家族の意思を尊重しながら、サービス計画を作成します。
- サービス事業者の情報や、サービス事業者との連絡調整をします。
- サービスを利用した場合に要する費用や、自己負担金額の計算をします。
- 毎月、サービス利用票・サービス提供票を作成、管理し、全てのサービス事業者に送付します。
- 専門的な立場から、望ましいサービス利用について、アドバイスをします。また、要介護状態など状況の変化に応じて、サービス計画の見直しをします。

居宅サービス計画を自己作成する場合の スケジュール

★要支援・要介護認定者、申請中の方

